



# とよしん 海外貿易投資ニュース



第31号  
発行日: 2013.11.29

## 縫製、製靴のほか新たに機械部品メーカーも進出 - (カンボジア)

**従来の縫製、製靴のほか、機械部品など新たな業種の製造業が進出している。中国やタイなどで人件費が上昇し、労働者の確保が困難になってきたこともあり、カンボジアも投資先になりつつある。**

<縫製・製靴業への投資が依然多い>

カンボジア縫製業協会の加盟社数(2013年6月時点)は、縫製(衣料品)が420社、製靴が46社で、ほとんどが外資系だ。日系の大手流通・小売業は、委託加工をこうした外資系企業に対して発注しており、委託加工を通じて対日輸出額は増加している。

カンボジア投資委員会(CIB)によると、2012年の外国直接投資額(認可ベース、注)は1億3,713万ドルで、業種別では、工業が9,846万ドルで全体の投資額の68.8%を占め、中でも衣料品分野が全体の39.3%(5,627万ドル)で最も大きい。また、製靴も全体の20.5%(2,937万ドル)を占め、縫製・製靴への投資が引き続き好調なことが分かる。

カンボジアは先進ASEAN諸国と比較し、a.賃金が安く、製造業はまだ縫製・製靴業がほとんどのため、軽工業でも労働者が比較的集まりやすいこと、b.軽工業でも投資優遇措置の認可を享受できること、c.EUや日本向けの場合、原産地規則を満たせば後発開発途上国(LDC)向けの特恵関税を享受できること、などにより、縫製・製靴業の産業集積が進んでいる。

<日系の部品メーカーの進出増える>

一方、日系企業を中心に新たな業種の製造業が進出している。2010年に進出を決定し現在は第2工場の建設が進んでいる部品メーカーのミネベアは、タイなどから部材を輸入、プノンペン郊外のプノンペン経済特区で小型モーターの組み立てを行い、タイの同社工場に戻し、その後、顧客へ納品している。また2012年12月にタイ・カンボジア国境沿いのコックンの経済特区で工場稼働した電気機器メーカーの矢崎総業は、自動車用ワイヤーハーネスを組み立て、同様に在タイ日系企業へ納品している。



2013年には自動車部品のデンソーもプノンペン経済特区に進出を決定。二輪車用発電機(マグネト)用センサー部品の生産を開始し、生産品目を順次拡大していく予定だ。ほかにも鋳成型品や金属加工関連企業も進出し始めており、バンコクとホーチミン間を結ぶ南部経済回廊のさらなる開発を見据え、メコンを面として捉え、カンボジアへの進出、進出検討をする企業が増えている。

<最低賃金の上昇が投資には冷や水>

自動車を中心とした産業集積が進むタイとベトナム最大の商業都市ホーチミン市との間にあるカンボジアは、ワーカーの平均賃金がジェトロの投資コスト比較調査(2012年10~11月)によると月額74ドルで、タイやベトナムと比較して相対的に安価といえる。しかし、2013年5月に縫製・製靴企業が、最低賃金を80ドルへ引き上げ、他産業の工場もこれに続いている。

今まで日系製造業では月額基本給を最低賃金の61ドルとし、その基本給を残業や休日出勤の算出根拠としているところが多かった。今回、最低賃金が80ドルに引き上げられることで、残業代や休日出勤手当にも少なからず影響する。「既に2011年から手当制度を各種設定し、実質の賃上げを行っている中で、残業代や休日出勤手当などにも影響する最低賃金(基本給)の引き上げは、外資誘致、追加投資には冷や水となる」(当地日系企業)との声もある。

社会問題・退役軍人・青少年更生省や労働・職業訓練省などは「国民の所得向上、雇用を生む製造業の誘致などのバランスをみながら、周辺諸国とも比較し、賃金を徐々に上げていく予定」と述べており、政府は周辺諸国より安価な賃金を保ちながら、タイ、ベトナムとの中間的な立地を生かして、サプライチェーン形式を目指そうとしているようだ。

ただ、(1)電力料金が東南アジアの中では高額な部類に入る、(2)全電力の約6割をタイ、ベトナムから輸入していて電力供給に不安定なところがある、(3)外資系企業に対し賃上げ要求ストライキが多発している、など投資環境には厳しい面がある。しかし、a.土地の所有以外は外資規制に関する投資制限がない、b.外貨に対する規制が緩く、米ドルを活用できる、c.タイ、ベトナムと比較して相対的にまだ賃金が低い、などのメリットもある。今後も引き続き外資系企業の進出が進むものと思われる。

(注)カンボジア投資委員会の統計数値には、カンボジア国内の経済特区内の投資認可額は含まれていないので、必ずしも投資認可額全てではない。

(出所:ジェトロ通商弘報.2013年8月8日 5201fc620cb20 「縫製、製靴のほか新たに機械部品メーカーも進出 - アジアにおける新産業集積の動向(6) - (カンボジア)」)

## 進出・撤退手続きには多大な時間と費用がかかるービジネス環境の留意点(1) - (フィリピン)

労働力の豊富さや充実した投資優遇制度から、日系企業の進出先として注目を集めるフィリピンのビジネス環境で注意すべき点を3回に分けて報告する。1回目は進出・撤退の手続き編。現地法人に比べ、支店や駐在員事務所の設立は申請書類も多く、メリットが少ないと指摘する現地関係者も多い。また撤退手続きは進出形態に関係なく、税務調査の煩雑さから長期間に及ぶ。

< 支店・駐在員事務所の設立は煩雑 >

フィリピンに進出する際の主な進出形態は、支店、駐在員事務所、現地法人の3つがある(それぞれの設立手続きの詳細は、JETRO J - FILEのフィリピンにおける外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細を参照)。一般的には支店や駐在員事務所の設立や閉鎖手続きは容易だが、在フィリピンの外資系大手会計事務所によると、フィリピンではそうではないという。そのため、一部の銀行や建設業を除き、支店や駐在員事務所を設立する会社はまれだ。

支店の設立は業種に制限がないものの、現地法人同様、外国法人として扱われる。そのため、本社(親会社)の財務状況が審査されるほか、係争や賠償問題などが起きた際の責任範囲が本社に及ぶため、支店で賄い切れない場合は本社側に支払い義務が生じる。つまり、フィリピンでの事業リスクを日本本社が負うことになる。また、設立費用として支店には最低資本金(20万ドル)が求められる。駐在員事務所の場合は、設立費用として資本金相当の最低払込金(3万ドル)が必要となる。

現地法人に比べ、支店、駐在員事務所は設立手続き時の必要書類も多く、煩雑だ。現地法人設立時に必要な主な書類(社名確認書、定款、送金証明書、預金証明書、財務役宣誓書)のほか、支店、駐在員事務所では、親会社の財務諸表、定款、取締役会議事録などを英訳した上で、領事認証を取得する必要がある。

また、駐在員事務所は支店に格上げできるが、現地法人には格上げできない。そのため、駐在員事務所から現地法人に法人形態を変更する場合は、駐在員事務所の閉鎖手続きを行う必要がある。

< 進出形態によって投資優遇措置にも差が >

進出形態の違いによる、投資優遇措置の有無にも留意が必要だ。フィリピンでは、現地法人に対し、法人税3~8年の免税や関税の免除など、幅広い恩典が与えられている(詳しくは、JETRO J - FILEのフィリピン外資に関する各種優遇措置詳細を参照)。一方、支店や駐在員事務所にはこのような優遇措置はない。

前述の会計事務所によると、業種や進出形態を問わず、事業所の閉鎖には時間がかかるという。通常、事業所の閉鎖を宣言してから閉鎖手続きが完了するまでには3年程度を要する。撤退手続きのうち、特に時間を要するのが内国歳入庁(BIR)による税務調査だ。直近3(申告)年度分の税務調査が行われ、納税が完了したことを示すタックス・クリアランスを取得する必要がある。しかし、税務調査が実施されるまでに時間がかかることが大半だという。

閉鎖手続き開始後は事業所を残しておく必要はないため、従業員の雇用や家賃の支払いは不要だ。しかし、撤退が完了するまで、納税の義務と税務監査がある。撤退手続き時の納税や専門家との協議費用は、会社設立の3倍ほどかかるという。

一般的に、支店や駐在員事務所は閉鎖が容易だが、フィリピンでは現地法人と同様、内国歳入庁による税務調査を受ける必要があり、同じ時間や労力を見込まなければならない。フィリピン進出時の足掛かりとして、まず支店や駐在員事務所設立を検討する際は、この点に留意する必要がある。そうである。

(出所:JETRO.通商弘報 522d7c2dcbdb8 2013年9月12日 「進出・撤退手続きには多大な時間と費用がかかるービジネス環境の留意点(1) - (フィリピン)」)

**！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！**

11月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
米国経済事情と子会社設立の法律問題	名古屋	JETRO名古屋
「産門定点鍍金工業団地」中国東北地域の自動車産業	名古屋	江門市産門新財富環保工業有限公司
中堅・中小企業の海外赴任者の役割と目的達成の戦略	名古屋	海外職業訓練協会(OVTA)
インドネシア現地法人向けセミナー	ジャカルタ	信金中央金庫ほか
ベトナム投資開発銀行との合同セミナー(ハノイ)	ハノイ	信金中央金庫、ベトナム投資開発銀行
湖南省自動車部品産業説明会	名古屋	湖南省人民政府
カンボジア投資セミナー	名古屋	日本アセアンセンター、カンボジア開発評議会

心と心のおつきあい  
**豊田信用金庫**

国際業務部

〒471-8601  
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>